



目 次	ページ
規 則	
◎高知県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定管理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	1

告 示	
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
○救急病院の認定 (医療政策課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 ( " )	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 ( " )	2
公 告	
○県営土地改良事業に係る換地計画の定め (農業基盤課)	2

規 則

高知県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第49号

高知県砂防指定地管理規則の一部を改正する規則

高知県砂防指定地管理規則（昭和44年高知県規則第62号）の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式中「㊦」を削る。

別記第2号様式から別記第7号様式まで及び別記第9号様式から別記第11号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第12号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。  
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第50号

高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定管理規則の一部を改正する規則

高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定管理規則（昭和44年高知県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第6号様式中「㊦」を削り、同様式に備考として次のように加える。

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。  
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第51号

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の

推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成15年高知県規則第77号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊦」を削り、同様式備考を次のように改める。

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。  
2 この身分証明書を紛失し、又は身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。  
3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

別記第3号様式から別記第7号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第723号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称  
漁業経営体調査
- 調査の目的  
県内における漁業者の経営実態を把握し、漁業全般の施策を検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲  
(1) 地域  
県内全域  
(2) 単位  
経営体  
(3) 属性  
県内の漁業協同組合に所属する漁業経営体である個人及び団体
- 報告を求める事項及びその基準となる期日  
(1) 報告を求める事項  
ア 経営体の名称  
イ 経営体が所属する漁協名  
ウ 経営体の主たる漁業種類  
エ 経営体の代表者の年齢  
オ 経営体の操業船の船舶トン数

- カ 暦年水揚げ量
- キ 暦年水揚げ額
- ク 後継者の有無
- ケ 従業員の有無
- コ 従業員数
- サ 従業員の年齢構成
- シ 従業員の出身地構成
- ス 従業員の定年の有無
- セ 従業員の雇用実態

(2) その基準となる期日

報告を求める年の前年の12月31日（暦年水揚げ量及び暦年水揚げ額にあつては、同日までの3年間の実績）

5 報告を求める者

(1) 数

約1,600経営体

(2) 選定方法

漁業センサスにおける県内の経営体のリストによる全数

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

県が報告者に直接報告を求める。

(2) 調査方法

職員による調査

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

5年

(2) 調査の実施期間

報告を求める年の8月中旬から9月下旬まで

高知県告示第724号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限

清和病院 高岡郡佐川町乙1777番地 1 令和3・9・31 令和6・8・31

前田病院 高岡郡越知町越知甲2133番地 1 令和3・9・31 令和6・8・31

大月病院 幡多郡大月町銚土603番地 1 令和3・9・31 令和6・8・31

高知県告示第725号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
西田順天堂薬局東店	南国市大桶甲759-3	育成医療及び更生医療		令和3年8月1日
調剤薬局ツルハドラッグ南国中央店	南国市大桶甲2317番地1	〃		〃
だいこく薬局	吾川郡いの町3175番地イ	〃		〃
訪問看護ステーションくぼかわ	高岡郡四万十町見付902番地1	〃		〃

高知県告示第726号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から所在地の変更について届出があった。

令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日

変更前	変更後	種類	当する医療の種類	令和3年6月5日
訪問看護ステーションなかやま楽校	安芸郡安田町安田1718番地1	育成医療及び更生医療		

高知県告示第727号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
元氣堂調剤薬局やすだ店	安芸郡安田町安田1723番地	育成医療及び更生医療		令和3年6月1日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業安芸地区（宮ノ上換地区）に係る換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和3年8月13日

高知県知事 濱田 省司

1 縦覧に供する書類

- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図

2 縦覧期間

令和3年8月13日から同年9月10日まで

3 縦覧場所  
安芸市役所

4 その他

この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。